

社債発行届出目論見書の訂正事項分

平成20年11月
(第1回訂正分)

株式会社日本政策投資銀行

東京都千代田区大手町一丁目9番1号

この届出目論見書により行う第1回社債（3年債）20,000,000千円（見込額）及び第2回社債（5年債）20,000,000千円（見込額）の募集（一般募集）については、当行は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成20年11月18日に、また同法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年11月25日に、それぞれ関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

利率については仮条件を記載しておりますので、利率が決定（平成20年12月4日から平成20年12月12日までの間に決定する予定）した場合には、必要な記載事項について訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても、訂正されることがあります。

1 【社債発行届出目論見書の訂正理由】

平成20年11月18日付をもって関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成20年11月25日に社債の発行価格を決定し、利率につき仮条件を提示することになりましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。

これに伴い社債発行届出目論見書の関連事項を後記のとおり訂正いたします。

2 【訂正事項】

第一部【証券情報】	1頁
第1【募集要項】	1
1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】	1
発行価格の欄	1
利率の欄	1
申込証拠金の欄	1
申込期間の欄	1
欄外注記	1
3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	2
発行価格の欄	2
利率の欄	2
申込証拠金の欄	2
申込期間の欄	2
欄外注記	2

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（3年債）】

発行価格の欄

発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
---------	--------------------

利率の欄

利率（%）	未定 <u>（第235回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.35%を加えた率～同利回りに0.45%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込証拠金の欄

申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
----------	--

申込期間の欄

申込期間	平成20年12月12日（注）13.
------	-------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成20年12月4日から平成20年12月12日までの間に決定する予定であります。

13. 申込期間については上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成20年11月25日から平成20年12月12日までを予定しておりますが、実際の利率の決定期間は、平成20年12月4日から平成20年12月12日までを予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成20年12月4日」となることがありますのでご注意ください。

（注）12. の追加並びに番号変更

3【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

発行価格の欄

発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
---------	--------------------

利率の欄

利率（%）	未定 <u>（第257回国債の流通利回り（年2回複利ベース）に0.40%を加えた率～同利回りに0.50%を加えた率を仮条件とする。）（注）12.</u>
-------	---

申込証拠金の欄

申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
----------	--

申込期間の欄

申込期間	平成20年12月12日（注）13.
------	-------------------

欄外注記

（注）＜前略＞

12. 利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成20年12月4日から平成20年12月12日までの間に決定する予定であります。

13. 申込期間については上記のとおり内定しておりますが、利率の決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間については、需要状況を勘案したうえで、繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は最長で平成20年11月25日から平成20年12月12日までを予定しておりますが、実際の利率の決定期間は、平成20年12月4日から平成20年12月12日までを予定しております。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成20年12月4日」となることがありますのでご注意ください。

（注）12. の追加並びに番号変更